

先端膜工学研究推進機構規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本機構は、先端膜工学研究推進機構と称する。

(事務局)

第2条 本機構の事務局は、社団法人神戸大学工学振興会内におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本機構は、神戸大学大学院工学研究科先端膜工学センター（以下「センター」という。）との連携を通じて、産業界のニーズを大学の研究や教育に反映させるとともに、その成果の普及に努めることにより、膜工学に関する産業技術の向上と人材の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員を参加対象とする膜工学に関する勉強会、講演会の開催
- (2) ニュースレター等による会員への最新技術情報の提供
- (3) センターの教育及び学術研究に対する助成
- (4) センターの職員との共同研究などのコーディネート
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本機構の会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 特別正会員は、本機構の運営に積極的に関わる企業等の法人を対象とする。
- (2) 正会員は、前号以外の企業等の法人を対象とする。
- (3) 学術会員は、センター、工学研究科の職員ならびに教育及び学術目的の個人を対象とする。
- (4) 賛助会員は、国、地方自治体、公益法人等を対象とする。

(入会)

第6条 本機構に入会しようとするときは、機構長に入会申込書を提出しなければならない。

2 入会の申し込みを行ったものに対しては、機構長が入会の適否を判断のうえ、これを認める。

(退会)

第7条 本機構を退会しようとする会員は、書面によりその旨を機構長に届け出なければならない。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以内（うち、機構長1名、副機構長2名）
 - (2) 監事 2名
 - (3) 常任幹事 10名程度
 - (4) 顧問 若干名
- 2 機構長は、センター長とする。
 - 3 副機構長は、副センター長と、理事会が特別正会員及び学術会員の中から候補者1名を選出する。
 - 4 前2項以外の理事は、理事会が特別正会員および学術会員の中から候補者を選出する。
 - 5 監事は、理事会が特別正会員及び学術会員の中から、それぞれ1名の候補者を選出する。
 - 6 常任幹事は、特別正会員及び学術会員で機構長が指名するものとする。
 - 7 顧問は、学術会員のうち機構長が指名するものとする。

（機構長および副機構長）

第9条 機構長は、本機構事務を総括し、本機構を代表する。

- 2 機構長に事故あるときは、または欠けたときは、あらかじめ機構長が指名する副機構長がその事務を代行する。

（理事）

第10条 理事は、理事会を組織し、本機構の業務を議決し、執行する。

（監事）

第11条 監事は、会計および本機構の活動状況を監査し、定期総会において報告するものとする。

（常任幹事）

第12条 常任幹事は、常任幹事会を組織し、本機構の業務の企画を行う。

（任期）

第13条 本機構の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

（総会）

第14条 定期総会は、毎年度1回開催するものとし、機構長がこれを招集する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立するものとし、総会の議決は、出席会員数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 定期総会では、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 役員承認
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

（理事会）

第15条 理事会は、機構長がこれを召集する。

- 2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席をもって成立するものとし、理事会の議決は、出席理事数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任幹事会)

第16条 常任幹事会は、機構長がこれを召集する。

- 2 常任幹事会は、幹事総数の2分の1以上の出席をもって成立するものとし、常任幹事会の議決は、出席幹事数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 常任幹事会は、理事会と同時開催することができる。

第6章 会計

(会費)

第17条 本機構の事業経費は、会員からの会費収入をもってこれに充てる。

- 2 会員の年会費は、次のとおりとする。
 - (1) 特別正会員：100万円
 - (2) 正会員：50万円
 - (3) 学会員：無料
 - (4) 賛助会員：無料
- 3 既納の会費は、払い戻ししない。

(事業計画)

第18条 本機構の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に機構長が編成し、定期総会において承認するものとする。

(収支決算)

第19条 本機構の収支決算は、毎会計年度終了後に機構長が作成し、次年度の定期総会において承認するものとする。

(会計年度)

第20条 本機構の会計及び事業年度は、4月1日から翌年の3月31日まで1カ年を単位とする。ただし、初年度は発足の日から翌年の3月31日までとする。

第7章 規約の改正

(規約の改正)

第21条 本規約の改正は、総会において出席会員数の3分の2以上の同意を得て、決定するものとする。

第8章 雑則

(雑則)

第22条 本規約に定めるもののほか、本機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本規約は、平成19年7月20日から施行する。